

項 目 名	財形住宅貯蓄制度の対象住宅の要件に係る所要の措置		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号）に基づく、財形住宅貯蓄制度において、利子非課税の税制措置を適用される預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭をもって取得できる住宅に関しては、住宅ローン控除の要件を踏まえ、床面積、経過年数等に係る要件が定められている。		
	（例：床面積に関する要件） ① 床面積 50 m²以上 ② 勤労者が当該住宅の新築又は当該住宅で建築後使用されたことのないものの取得をした場合であって、当該住宅が令和 5 年 12 月 31 日までに建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による確認（以下「建築確認」という。）を受けたものであるときは、40 m²以上 ③ 勤労者が当該住宅の新築又は当該住宅で建築後使用されたことのないものの取得をした場合であって、当該住宅が認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH 水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅で、令和 7 年 12 月 31 日までに建築確認を受けたものであるときは、40 m²以上		
	住宅ローン控除要件の見直しの状況を踏まえ、当該要件に準拠している財形住宅貯蓄制度の対象住宅に係る要件について、税制上の所要の措置を講ずる。 <関係条文> 勤労者財産形成促進法第 6 条第 4 項 勤労者財産形成促進法施行令（昭和 46 年政令第 332 号）第 14 条第 2 項 勤労者財産形成促進法施行規則（昭和 46 年労働省令第 27 号）第 1 条の 14 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 勤労者財産形成促進制度は、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするもので、政策目的を達成するには、財形貯蓄制度の利用促進が効果的である。 (2) 施策の必要性 財形住宅貯蓄制度の対象住宅に係る要件について、税制上の所要の措置を講ずることで、勤労者が利子非課税の税制措置のメリットを最大限活用しながら取得できる住宅の範囲が広がり、財形貯蓄制度の利用促進による勤労者の生活の安定、国民経済の健全な発展に寄与することから、実施する必要がある。				
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅳ 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること			
			施策大目標 3 働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること			
			施策目標 3－2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること			
			勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図る。			
	政策の達成目標					
	租税特別措置の適用又は延長期間	住宅ローン控除要件の見直しの状況を踏まえ、当該要件に準拠している財形住宅貯蓄制度の対象住宅に係る要件について、税制上の所要の措置を講ずる。				
	同上の期間中の達成目標	—				
有効性	政策目標の達成状況	○一般財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄及び勤労者財産形成持家融資の合計件数				
		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		目標値	6,884,982件	6,507,350件	6,156,328件	5,766,496件
		実績値	6,751,767件	6,416,704件	6,043,125件	5,671,415件
	要望の措置の適用見込み	—				
	要望の措置の効果見込	財形住宅貯蓄制度の対象住宅に係る要件について、税制上の所要の措置を講ずることは、財形住宅貯蓄制度を活用した勤労者の住宅取得を促進することで、勤労者財産形成促進制度の普				

		み(手段としての有効性)	及・活用促進を図るという政策目標の実現に向けて有効な措置である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	財形住宅貯蓄制度における対象住宅要件の拡充又は拡充措置の適用期限の延長を行うことにより、勤労者が住宅を取得しやすくなり、ひいては生活の安定が図られることが見込まれ、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	租税特別措置の適用実績（金額は財形住宅貯蓄制度の利用実績より推計） 令和3年度 55.4万件 169百万円 令和4年度 51.1万件 155百万円 令和5年度 46.1万件 408百万円 令和6年度 40.4万件 680百万円
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	財形住宅貯蓄制度については、利子を非課税とする措置により、職域を通じた資産形成手段として多くの企業で活用され、資産形成を始める際の重要な選択肢となっており、勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図るという政策目的の実現に向けて有効な措置となっている。
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

これまでの 要望経緯	— (住宅ローン控除要件の見直しを踏まえて、順次対応を行っている。)
-----------------------	---